

広島県選挙管理委員会告示第九十一号

令和三年十一月十四日執行予定の広島県議会議員広島市安佐南区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙時登録の基準日を、次のとおり定める。

令和三年十月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

選挙時登録の基準日 令和三年十一月四日